

秋田市公立大学法人評価委員会の概要について

1 秋田市公立大学法人評価委員会の位置付けについて

- (1) 地方独立行政法人法第 11 条では、「設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会を置く。」と規定されているため、附属機関として設置する。
- (2) 評価委員会は、公立大学法人の中期目標の策定や中期計画の認可に際して意見を提示し、また、法人の業務実績についての評価を行うほか、評価結果を踏まえ、必要に応じて業務運営の改善・勧告を行うなど、第三者の視点で法人運営について評価する。
- (3) 評価委員会の組織及び委員等必要な事項は、秋田市公立大学法人評価委員会条例で定める。

2 秋田市公立大学法人評価委員会条例の概要について

- (1) 組織・任期等
 - ア 委員会は委員 5 人以内で組織する。
 - イ 委員は、経営又は教育研究に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。
 - ウ 委員の任期は 2 年（再任可）とする。
- (2) 委員長
 - ア 委員の互選により選任する。
 - イ 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
 - ウ 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- (3) 会議
 - ア 委員長が会議を招集し、議長となる。
 - イ 委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - ウ 議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

3 秋田市公立大学法人評価委員会の業務内容

項 目	業 務 内 容	根 拠	
市長が承認等する際に評価委員会の意見を聴くもの	業務方法書	・ 法人が作成した業務方法書の許可をしようとする際の意見	法第22条第3項
	中期目標	・ 市長が中期目標を定め、又は変更しようとする際の意見	法第25条第3項
	中期計画	・ 法人が作成した中期計画の認可をしようとする際の意見	法第26条第3項
	中期目標期間終了時	・ 市長が、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方など業務全般にわたる検討を行う際の意見	法第31条第2項
	財務関係	・ 財務諸表を承認しようとする際の意見	法第34条第3項
		・ 毎事業年度の残余の額を、翌事業年度の中期計画で定める剰余金の使途に充てることを承認しようとする際の意見	法第40条第5項
		・ 中期目標期間最後の事業年度にかかる積立金を、次期中期目標期間の財源に充てることを承認しようとする際の意見	法第40条第5項
・ 法人が短期借入金の限度額を超えて短期借入をすることを認可しようとする際の意見		法第41条第4項	
・ 法人が短期借入金を当該事業年度内で償還できないとき、借り換えることを承認しようとする際の意見		法第41条第4項	
・ 法人が条例で定める重要な財産を処分することを認可しようとする際の意見	法第44条第2項		
法人の業務実績に関する評価	・ 各事業年度に係る業務の実績に関する評価	法第28条第1項	
	・ 中期目標期間における業務の実績に関する評価	法第30条第1項	
		認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる	法第79条
	・ 法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告	法第28条第3項 法第30条第3項	
	・ 法人に対する評価結果の通知に係る事項・勧告内容を市長に報告し、公表	法第28条第4項 法第30条第4項	
市長への意見の申し出	・ 法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に関する意見の申し出	法第56条	